

令和3年度 入園要綱

学校法人 緑ヶ丘学園 緑ヶ丘幼稚園

【 1、 設 立 と 保 育 目 的 】

緑ヶ丘幼稚園は、昭和27年(1952年)5月20日に、学校教育法第77条「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。」に従い設立され、こどもの幸せを願いつつ保育を致します。

【 2、 保 育 実 践 目 標 】

- ① のびのびとした園生活の中で身体の発達を促し、良い習慣を身につけます。
- ② 自主・規律・協調の精神を養います。
- ③ 正しい言語指導により、就学の為の予備知能教育を行います。
- ④ こどもたち個々の創造性を養います。
- ⑤ 行事を通し、感謝と思いやりの精神を養い、情緒豊かな個性を伸ばします。
- ⑥ 専任講師による知育教育を行います。

【 3、 学 年 生 活 目 標 】

- 〔年少組〕 げんきにごあいさつ はっきりおへんじをする
〔年中組〕 みんななかよく おやくそくをまもる
〔年長組〕 やさしいところ かんしゃのころをもつ

【 4、 入 園 時 詳 細 】

- (1) 保育年齢 満3歳より小学校就学に達するまでを原則保育対象とします。
- (2) 募集人員 3年保育児 70名(但し、優先入園実施の為、詳細は別紙参照)

4歳保育児・5歳保育児は定員欠員があれば募集します。

- (3) 入園願書 願書は諸事項を記入して11月1日受付時に、適応検査・面接及び関係書類代金として金5,000円を添えて願書受付窓口に提出して下さい。
- (4) 願書受付日 11月1日(私立幼稚園協会指定日) 午前8時より午前10時
- (5) 適応検査 適応検査と保護者面接は入園願書受付後、順に実施します。組編成の為の身体調査等「幼児適応実技検査」を行います。
- (6) 選考方法 11月1日 願書受付及び適応検査・面接の後、入園決定を致します。但し、適応検査面接に於いて入園不適切者は、入園をお断りする場合があります。(詳細は別紙参照)
- (7) 入園手続 11月1日入園許可が決定次第、下記の該当額を納め関係書類をお受け取り戴きます。
- 《入園料》3年保育 金120,000円
2年保育 金105,000円
1年保育 金90,000円
- ◆既納の入園料は返還しません。(補助金が交付されます)

【 5、 諸 納 付 金 】

- (1) 保 育 料 入園後、毎月指定日に以下の保育料を銀行口座引落としにより納入戴きます。
- 3年保育者(年少) 月額 金34,500円
2年保育者(年中) 月額 金34,500円
1年保育者(年長) 月額 金34,500円
- 令和元年度現在、幼児教育無償化政策により、補助金上限額として、板橋区(34,500円/月)・練馬区(36,900円/月)支給の為、当該自治体在住者は「実質無償」です。
- ◆既納の保育料は返還しません。

- (2) 施設設備資金 ①保育料と同時に毎月納入戴きます。
②各学年 月額 金 1,150 円
③施設・設備の維持管理、並びに完全給食支給に伴う諸設備・食器・テーブル等、また冷暖房費、浄水器諸費、空気清浄機諸費他への「施設設備資金」として納入戴きます。
◆既納の施設設備費は返還しません。

- (3) 父母の会費 ①保育料と同時に毎月納入戴きます。
②各学年 月額 金 1,000 円
③本園では、園と家庭の連絡を密にして、より良い保育をする為に「父母の会」(PTA と同様の会)を組織します。父母の会には在籍園児保護者各位に自動的に入会戴き、東京都私立幼稚園 PTA 連合会・板橋私立幼稚園 PTA 協会に会費を納めることにより、私立幼稚園に在籍する園児を保護し、更に上部組織代表者により区との補助金金額交渉やその他行政に対する要望などについて活動する重要な役割をもつ組織です。
◆既納の父母の会費は返還しません。

【 6、 補 助 金 】

在園児の保護者に以下の「補助金」が交付されます。

- ①入園料補助金 板橋区 金 40,000 円
練馬区 金 50,000 円

- ②保育料(入園料含む)補助金限度額
板橋区 金 34,500 円(月額)
練馬区 金 36,900 円(月額)

- ③預かり保育補助については、個々の認定条件により支給

- 上記は幼児教育無償化政策による補助金額(令和元年度現在)です。保護者居住の自治体所轄役所より交付されます。(行政の年度予算により金額が変更される場合があります。)

【 7、 保 育 時 間 ・ 正 課 指 導 】

- (1) 保育時間等
- ①保育時間 月・火・木・金曜日 9:00～14:00
水曜日 9:00～12:00
②季節(入園当初の4月)により保育時間の変更があります...
 - ②休園日 土曜日・日曜日・国民の祝祭日・本園創立記念日・
その他・夏季、冬季、春季の長期休園日
 - ③保育修了証 保育修了者に対し、卒園日に授与致します。
- (2) 届出事項
- 以下の事項は、書面にて届出でをして下さい。
- ①園児を退園させる時。
 - ②病気・その他で園児に一身上の事由が生じた時。
 - ③園児及び保護者が改氏名・転居等の変更をする時。
 - ④園児が長期欠席する時。
 - ⑤その他、園児の登降園方法の変更など園から要求があった時。
- (3) 正課指導
- 園児に対し、正課(保育時間内)として専任講師により以下の特別指導「知育教育」を行います。
- ①体操指導(講師指導料は保育料に含む)
 - ②硬筆指導(講師指導料は保育料に含む)
 - ③パソコン指導(講師指導料は保育料に含む)
但し特殊教材費として年中組金 510 円、
年長組金 1,530 円を納入 ※各学年共年額
 - ④英会話指導(講師指導料は保育料に含む)
 - ⑤スイミング指導(園外の提携水泳専用施設を使用し指導する
為、1回の指導に付 金 1,100 円を納入)
 - ⑥作法指導(無料)
- ※ 各経費の内容・納入方法は詳細にお知らせします。
◆既納の各教材費・指導料は返還しません。

【 8、送迎バス 】

- (1) バスの利用 在園する希望者には「送迎バス」を利用戴けます。
- (2) バス運行協力費 ①利用者は月額 金 4,150 円を納入戴きます。
②保育料と同時に「銀行引落とし」にて取扱います。
◆既納のバス運行協力費は返還しません。
※引越し・園児の事情等により、在園途中でのバス利用の有無は相談に応じます。

【 9、給食（食育指導） 】

- (1) 自園給食の実施 ①本園では食育指導の為に「自園完全給食」を実施します。
②毎週月・火・木・金曜日の昼食を要する保育日に、全園児に本園で調理する「温かい食事」を提供致します。
③調理の担当は、別紙の通り給食室にて専任調理士が行いますので、何卒ご安心下さい。詳細は別紙資料参照。
④「アレルギー」に関しては全園児に対し調査を実施し、「食材」・「放射線」対応には万全を期しています。
- 行事(遠足など)等の場合は、各自「弁当」を持参して戴きます。
尚、1ヶ月に1回「お弁当の日」を定め、保護者の手作り弁当にて昼食を致します。
- (2) 実施日の決定 各月毎の給食支給日を確定し、献立表等により内容を周知します。(当月の献立は、前月末に発表予定)
※該当園児には、「アレルギー対応給食」を支給します。
- (3) 給食費 ①各月一括にて保育料納入時に納金戴きます。
②一食 金 485 円 (牛乳・お茶等の飲物代金を含みます)
③納入金(前月に次月の給食回数の総額を提示します)
学年により給食の支給日が違いますのでご注意ください)
◆既納の給食費は返還致しません。

- ※「牛乳」は各自のコップに、凡そ週 2 回支給し、他日は
麦茶・お茶を支給します。(詳しくは別途にて通知しま
す)
- ◎保育時間や行事の関係で、学年により支給日数が変りま
すので、予定はその都度事前にお知らせします。

【 10、 預 り 保 育 】

- (1) 実施日・時間
- ①本園の「預り保育」は以下の時間に実施します。
●預かり保育利用者は、送迎バス(送り)の利用は未定です。
※(参考)
学校教育法により定められている幼稚園保育時間は9:00～14:00の5時間です。
- ②実施日は、月・火・木・金曜日 14:00～18:00
水曜日 12:00～15:00(弁当持参の場合あり)
- (2) 利用料金
- 保育終了後、30 分単位金 200 円(次年度単価改定予定)にて実
施します。※申込み方法は別途通知します。
④所轄役所からの個々に対する認定条件により、預かり保育補
助金が別途に交付される予定です。
- (3) その他
- ①早朝の預り保育は実施致しません。
②夏期・冬期の長期休園中、預り保育を実施します。
(長期休園中の預かり保育詳細は、実施事前に申込み・受付等の通知をします)

【 11、 そ の 他 】

- ①欠員を生じた場合には、随時入園を許可することがあります。
②行事及び行事関連の費用は、実費にて別納入ください。
※遠足経費・卒園経費・その他
③毎月「園だより」を発刊して、予定等をお知らせします。
その他随時手紙(通知文)を配布しますので必ず熟読下さい。

- ④本園では「バザー」は行いません。
- ⑤各学年の在園中、保護者には数度「行事の手伝い」にご協力戴きます。(年間1～2回 園児の為の事としてご理解願います)
- ⑥本園では学年末時に「皆勤・精勤賞」の授与を致します。
- ⑦諸経費の納入方法は、別途その都度通知致します。
- ⑧諸物品代金に変更(業者より値上げ等)がある場合は、その都度提示致します。
- ⑨保護者各位には、出欠席連絡・園からの通知などを通信・受信する手段として、スマートフォンをご用意頂きたくご協力願います。

以上